

平成 27 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 27 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 28 年 3 月 25 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 20 名

(事務局) 6 名

欠席委員 1 名

3. 議案

議案第 16 号… 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (3 件)

議案第 17 号… 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について (1 件)

議案第 18 号… 非農地証明願の審議について (2 件)

4. その他

開会 午前 9 時 30 分

[事務局長 ●●] 平成 27 年度第 6 回農業委員会定例総会の開会宣言
本日の出席数は 20 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

[会長 挨拶]

本日の署名委員 (15 番 ●●委員 16 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 16 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 26 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

まず、受付第26号について、

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地は全部で13筆あり、所在は、●●字●●	●●番	面積	68 m ²
同所字	●●番	面積	63 m ²
同所同字	●●番	面積	46 m ²
同所同字	●●番	面積	55 m ²
同所字●●	●●番	面積	54 m ²
同所同字	●●番	面積	10 m ²
同所同字	●●番	面積	44 m ²
同所字●●	●●番	面積	60 m ²
同所字●●	●●番	面積	32 m ²
同所同字	●●番	面積	62 m ²
同所字●●	●●番	面積	947 m ²
同所字●●	●●番	面積	49 m ²
同所同字	●●番	面積	337 m ²
		合計面積	1,827 m ²

地目は、台帳・現況とも畑で、譲渡理由は売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を3月23日に事務局と譲受人●●さんのお父さんで行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、平日は仕事をされていますので、お父さんに手伝ってもらいながら、年間150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思いますので、審議をお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第27号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、松山市●●の●●さん、年齢不詳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 74 m²

地目は全て、台帳・現況とも畑。
譲渡理由は、売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月18日に譲受人の●●さんと現地確認を行いました。自宅のすぐ横の畑なので、奥さんと家庭菜園をされるそうです。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事されるということを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この案件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第4号

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、いの町●●の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 435 m²

地目は、台帳・現況とも畑。
譲渡理由は贈与です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月18日に事務局と2名で現地確認を行いました。譲渡人の●●さんにも電話確認をしております。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、実家へ帰った際に耕作をしているので、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを

確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思いますので審議を宜しくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第17号

(農地法第4条の規定による許可申請書審議について)

○受付第3号

[会長]

この案件は、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当する自己の案件となりますので、●●委員は議事参与できないことを申し上げます。

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 356 m²の内 32 m²

地目は台帳・現況とも畑

転用理由は、墓地新設のためです。

[担当地区農業委員 ●●委員]

3月18日に申請人の●●さんと事務局の●●さんの3名で、現地確認を行いました。

申請内容は、墓地新設の為の一部転用となります。

まず事業実施の確実性については

1. 申請人の●●さんは、●●に勤められており、安定した収入が見込まれ、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに墓地造成が実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。
6. 農地転用面積が転用目的からみて適正かどうかは、必要最小限度の造成となっており、問題ないと思われま。

次に被害防除について

1. 対象地は傾斜が緩やかで、土砂の流出又は崩壊その他の災害についても、問題ないと思われま。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。

3. 周辺農地の営農条件への支障については、四方が申請人●●さんの土地であり、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

議案第18号

(非農地証明願の審議について)

○受付第8号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 9.53 m²

地目は、台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は、平成10年頃

転用した理由及び現在の状況は、家の前の畑を利用なくなり、庭の一部となった。

[地区担当農業委員 ●●委員]

事務局の●●さんと現地確認を行いました。現地は写真のとおり、コンクリート舗装をしており、耕作できる状態ではありませんので、農地への再生は不可能と思われます。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付9号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 123 m²

地目は、台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は、昭和60年頃。

転用した理由及び現在の状況は、隣接する従前からの宅地を含め居宅として利用していた。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月14日に申請人と事務局の●●さん、●●さんの3名で現地確認を行いました。

現地には2階建ての居宅が建設されており、1階部分は物置となっていますので、農地への復興は不可能と思われますので、審議の方宜しくお願い致します。

この案件は、全員賛成となり、非農地と承認する。

その他

(1) 事務局職員の異動について

(2) こうち女性農業委員ネットワーク第1回総会の報告(●●委員)

・交流会での意見交換等について、●●委員より報告がありました。

[会 長] 以上で平成27年度第6回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員